

『「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」一内閣府発表』

内閣府は、来年4月からの消費税率アップを受け、ホームページで消費税の理解を広く国民に呼びかけている。また、消費税転嫁相談室も設けられた。ここでは、消費税率引上げの概要を紹介する。まず、今回の趣旨は、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成にある。次に消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金として、原則としてすべての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に取り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みとなっている。また、**中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、特別措置法は、減額、買ったとき、商品購入・役務利用・利益提供の要請等の消費税転嫁拒否等の行為を禁止する。**かかる拒否行為に対しては、主に公正取引委員会が特定事業者等に対し報告を求めたり、立ち入り検査を行い、転嫁を阻害する表示の是正も図っていく。たとえば、**消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまう表示、「消費税は転嫁しません」、「消費税は当店が負担しています」、「消費税はおまけします」等の表示が禁止される。**このほか総額表示義務の特例も設けられる。



『消費税増税とそれに伴う対応 経済政策パッケージ発表』

財務省は10月1日に閣議決定された消費税率の引上げとその対応に関する概要を発表した。税収増を社会保障に充てるのみならず、駆け込み需要と反動減の緩和、持続的な成長に資する以下の経済政策パッケージに取り組むとしている。

(1) 成長力底上げのための政策：当面の実行方針／投資減税措置等（設備投資、研究開発、事業再編等を促す税制等）(2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現：「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の設置／所得拡大促進税制の拡充／復興特別法人税の廃止前倒しの検討(3) 新たな経済政策の策定：競争力強化策（中小企業の設備投資促進、エネルギーコスト対策、農業の6次産業化推進等）／女性・若者向け施策（雇用拡大・賃上げ促進のための措置、子育て支援等）／復興、防災・安全対策の加速（学校施設の耐震化、社会資本の老朽化対策等）(4) 簡素な給付措置：住民税非課税者へ1万円を給付／高齢基礎年金への加算(5) 住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し(6) 転嫁対策(7) 復興の加速等：復興に向けた予算措置／復興特別法人税の廃止に伴う復興財源の補填／被災者の住宅再建に係る給付